

青森県受動喫煙等対策検討会設置要領

(設置)

第1条 本県のがんによる死亡率の減少を図るためには、種々のがんのリスク因子となる受動喫煙等を防止する対策を講じていく必要があることから、その効果的な施策等をまとめるため、「青森県受動喫煙等対策検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は次に掲げる事項について協議し、県に提言する。

- (1) 受動喫煙等の防止に関する意識啓発
- (2) 受動喫煙等の防止のための取組を推進するための環境整備促進等

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) がん予防・医療の学識経験を有する者
- (2) 保健医療に従事している者
- (3) 企業及び飲食業関係団体等に属している者
- (4) 学校教育に従事している者
- (5) その他

2 委員は、健康あおもり21専門委員会及び青森県がん対策推進協議会に属する委員からそれぞれ複数名充てるものとする。

(会長等)

第4条 検討会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は委員の互選により決定し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は検討会を代表し、会務を総務する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じてがん・生活習慣病対策課長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、がん・生活習慣病対策課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の開催に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和元年6月24日から施行する。